

令和6年度健康教育・食育行政担当者連絡協議会

学習指導要領に基づく保健教育の推進

令和6年5月
初等中等教育局 健康教育・食育課
健康教育調査官 岩田 悟



文部科学省

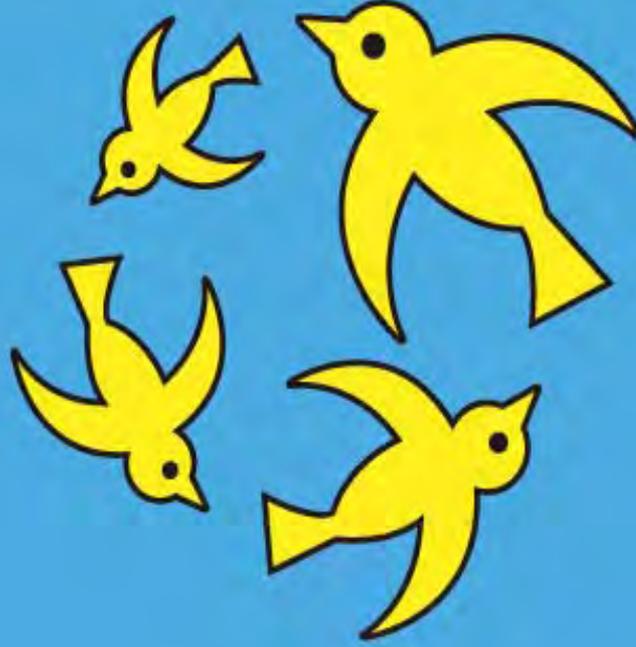
MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,

SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

子供の未来を支える皆さまと共有したい

学習指導要領



生きる力 学びの、その先へ

～学習指導要領に基づく**保健教育**の推進～

説明事項

- 学習指導要領と保健教育の推進
- 現代的な健康課題への対応
- 保健教育における個別指導の充実



学習指導要領と保健教育の推進



健康教育の三つの柱



学校における

保健教育

学校保健計画

学校保健安全法

安全教育

学校安全計画

学校保健安全法

学校給食(食育)

食に関する指導の
全体計画

学校給食法

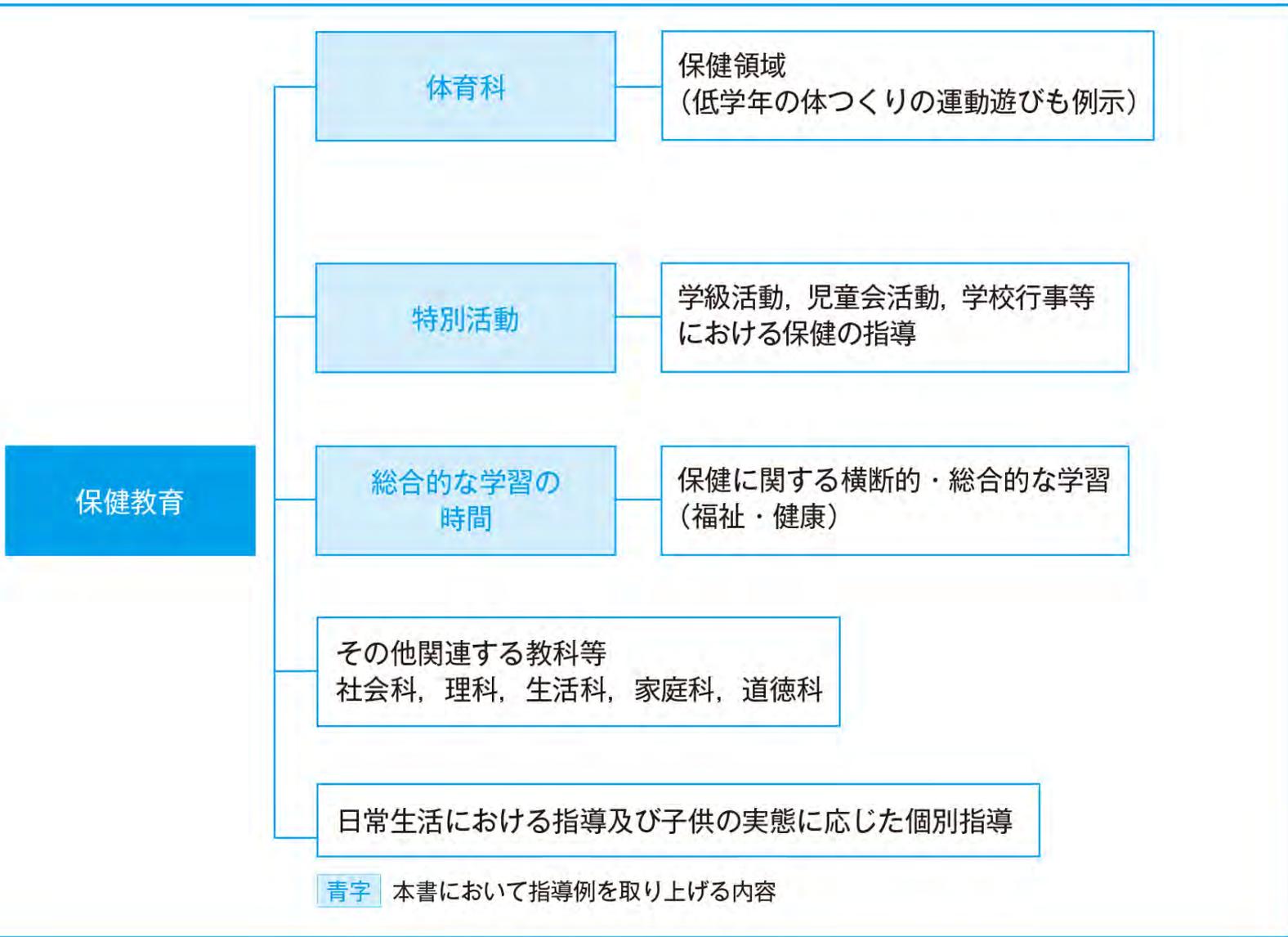


第5 学校運営上の留意事項

新設

- 1 教育課程の改善と学校評価等
- イ 教育課程の編成及び実施に当たっては、学校保健計画、学校安全計画、食に関する指導の全体計画、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針など、各分野における学校の全体計画等と関連付けながら効果的な指導が行われるように留意するものとする。

保健教育の体系



学習指導要領の成果と課題



〔成果〕

子供たちの健康の大切さへの認識や健康・安全に関する基礎的な内容が身に付いている。

〔課題〕

健康課題を発見し、主体的に課題解決に取り組む学習が不十分であり、社会の変化に伴う新たな健康課題に対応した教育が必要。

学習指導要領改訂の考え方

保健においては、「健康な生活と疾病の予防，心身の発育・発達と心の健康，健康と環境，傷害の防止，社会生活と健康等の保健の基礎的な内容について，小学校，中学校，高等学校を通じて系統性のある指導ができるように示す必要がある。」としている。

学習指導要領改訂の考え方

新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性等の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む

「社会に開かれた教育課程」の実現

各学校における「カリキュラム・マネジメント」の実現

何を学ぶか

新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた
教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化，高校の新科目「公共」の
新設など

各教科等で育む資質・能力を明確化し，目標や内容を構造
的に示す

学習内容の削減は行わない※

どのように学ぶか

主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・
ラーニング」）の視点からの学習過程の改善

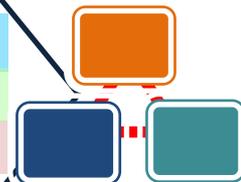
生きて働く知識・技能の習
得など，新しい時代に求
められる資質・能力を育成

知識の量を削減せず，質
の高い理解を図るための
学習過程の質的改善

主体的な学び

対話的な学び

深い学び



※高校教育については，些末な事実に基づく知識の暗記が大学入学者選抜で問われることが課題になっており，
そうした点を克服するため，重要用語の整理等を含めた高大接続改革等を進める。

学習指導要領改訂の考え方

新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性等の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む

「社会に開かれた教育課程」の実現

各学校における「カリキュラム・マネジメント」の実現

何を学ぶか

新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた
教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化，高校の新科目「公共」の
新設など

各教科等で育む資質・能力を明確化し，目標や内容を構造
的に示す

学習内容の削減は行わない※

どのように学ぶか

主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・
ラーニング」）の視点からの学習過程の改善

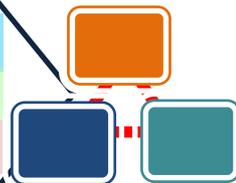
生きて働く知識・技能の習
得など，新しい時代に求
められる資質・能力を育成

知識の量を削減せず，質
の高い理解を図るための
学習過程の質的改善

主体的な学び

対話的な学び

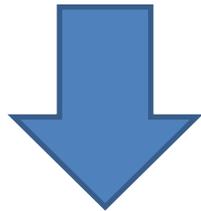
深い学び



※高校教育については，些末な事実的知識の暗記が大学入学者選抜で問われることが課題になっており，
そうした点を克服するため，重要用語の整理等を含めた高大接続改革を進める。

学習指導要領改訂の考え方

何を学ぶか



新しい時代に必要となる資質・能力
を踏まえた目標・内容の見直し

学習内容

学習内容の明確化

(1)知識（及び技能）

(2)思考力、判断力、表現力等

学習指導要領改訂の考え方

新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性等の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む

「社会に開かれた教育課程」の実現

各学校における「カリキュラム・マネジメント」の実現

何を学ぶか

新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた
教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化，高校の新科目「公共」の
新設など

各教科等で育む資質・能力を明確化し，目標や内容を構造
的に示す

学習内容の削減は行わない※

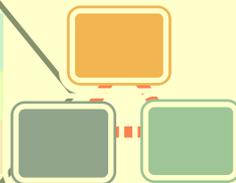
どのように学ぶか

主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・
ラーニング」）の視点からの学習過程の改善

生きて働く知識・技能の習
得など，新しい時代に求
められる資質・能力を育成

知識の量を削減せず，質
の高い理解を図るための
学習過程の質的改善

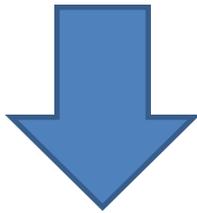
主体的な学び
対話的な学び
深い学び



※高校教育については，些末な事実的知識の暗記が大学入学者選抜で問われることが課題になっており，そうした点を克服するため，重要用語の整理等を含めた高大接続改革等を進める。



どのように学ぶか



生きて働く知識・技能の習得など、新しい時代に求められる資質・能力を育成

知識の量を削減せず、質の高い理解を図るための学習過程の質的改善

主体的・対話的で深い学び
（「アクティブ・ラーニング」）
の視点からの学習過程の改善

主体的・対話的で深い学びの実現(「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改善)について(イメージ)

「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行うことで、学校教育における質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的(アクティブ)に学び続けるようにする。

【主体的な学び】の視点

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているか。



主体的な学び
対話的な学び
深い学び

学びを人生や社会に
生かそうとする
学びに向かう力・
人間性等の涵養

生きて働く
知識・技能の
習得

未知の状況にも
対応できる
思考力・判断力・表現力
等の育成



【対話的な学び】の視点

子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているか。



【深い学び】の視点

習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているか。

「保健」の課題を解決するために



課題の解決が困難なものが多くなる中、「課題」が何かをしっかりと捉えることが重要

〔課題〕

健康課題を発見し、主体的に課題解決に取り組む学習が不十分であり、社会の変化に伴う新たな健康課題に対応した教育が必要。

課題解決につなげることができる授業改善が重要

がん、精神疾患、感染症、性、防災・防犯 ...etc

学習指導要領改訂の考え方

新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性等の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む

「社会に開かれた教育課程」の実現

各学校における「カリキュラム・マネジメント」の実現

何を学ぶか

新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた
教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化，高校の新科目「公共」の
新設など

各教科等で育む資質・能力を明確化し，目標や内容を構造
的に示す

学習内容の削減は行わない※

どのように学ぶか

主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・
ラーニング」）の視点からの学習過程の改善

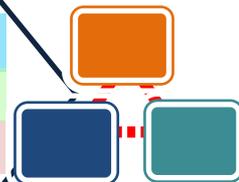
生きて働く知識・技能の習
得など，新しい時代に求
められる資質・能力を育成

知識の量を削減せず，質
の高い理解を図るための
学習過程の質的改善

主体的な学び

対話的な学び

深い学び



※高校教育については，些末な事実に基づく知識の暗記が大学入学者選抜で問われることが課題になっており，
そうした点を克服するため，重要用語の整理等を含めた高大接続改革等を進める。

育成を目指す資質・能力の三つの柱

学校教育法第30条第2項が定めるいわゆる学力の三要素（「基礎的な知識及び技能」「これらを活用して課題を解決するために思考力、判断力、表現力その他の能力」「主体的に学習に取り組む態度」）を議論の出発点としながら、学習する子供の視点に立ち、育成を目指す資質・能力の要素を三つの柱で整理。

学びに向かう力，人間性等

どのように社会・世界と関わり，
よりよい人生を送るか

「確かな学力」「健やかな体」「豊かな心」を
総合的にとらえて構造化

何を理解しているか
何ができるか

知識及び技能

理解していること・できる
ことをどう使うか

思考力，判断力，表現力等



【目標】

- (1) 知識及び技能
- (2) 思考力、判断力、表現力等
- (3) 学びに向かう力、人間性等

三つの
資質・能力

【内容】

- (1) 知識及び技能
- (2) 思考力、判断力、表現力等

二つの
資質・能力

*運動領域、体育分野、科目体育のみ「学びに向かう力、人間性等」について内容が示されている。



体育科の目標（小学校の例）



体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を見付け、その解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) **(1) 知識及び技能** 日常生活に
的なき
- (2) **(2) 思考力、判断力、表現力等** の解決に
養う。
- (3) **(3) 学びに向かう力、人間性等** 上を目指



保健の見方・考え方については、疾病や傷害を防止するとともに、生活の質や生きがいを重視した健康に関する観点を踏まえ、

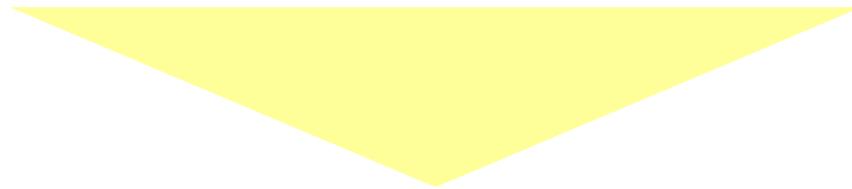
「個人及び社会生活における課題や情報を、健康や安全に関する原則や概念に着目して捉え、疾病等のリスクの軽減や生活の質の向上、健康を支える環境づくりと関連付けること」

であると考えられる。

保健教育をどのように推進するのか？



- 学習内容は？
- どの教科等で学ぶのか？
- 集団指導か、個別指導か？



計画的・継続的な指導を

カリキュラム・マネジメント



健康教育の位置付けの整理

健康教育

学校における健康教育

教科等における健康教育





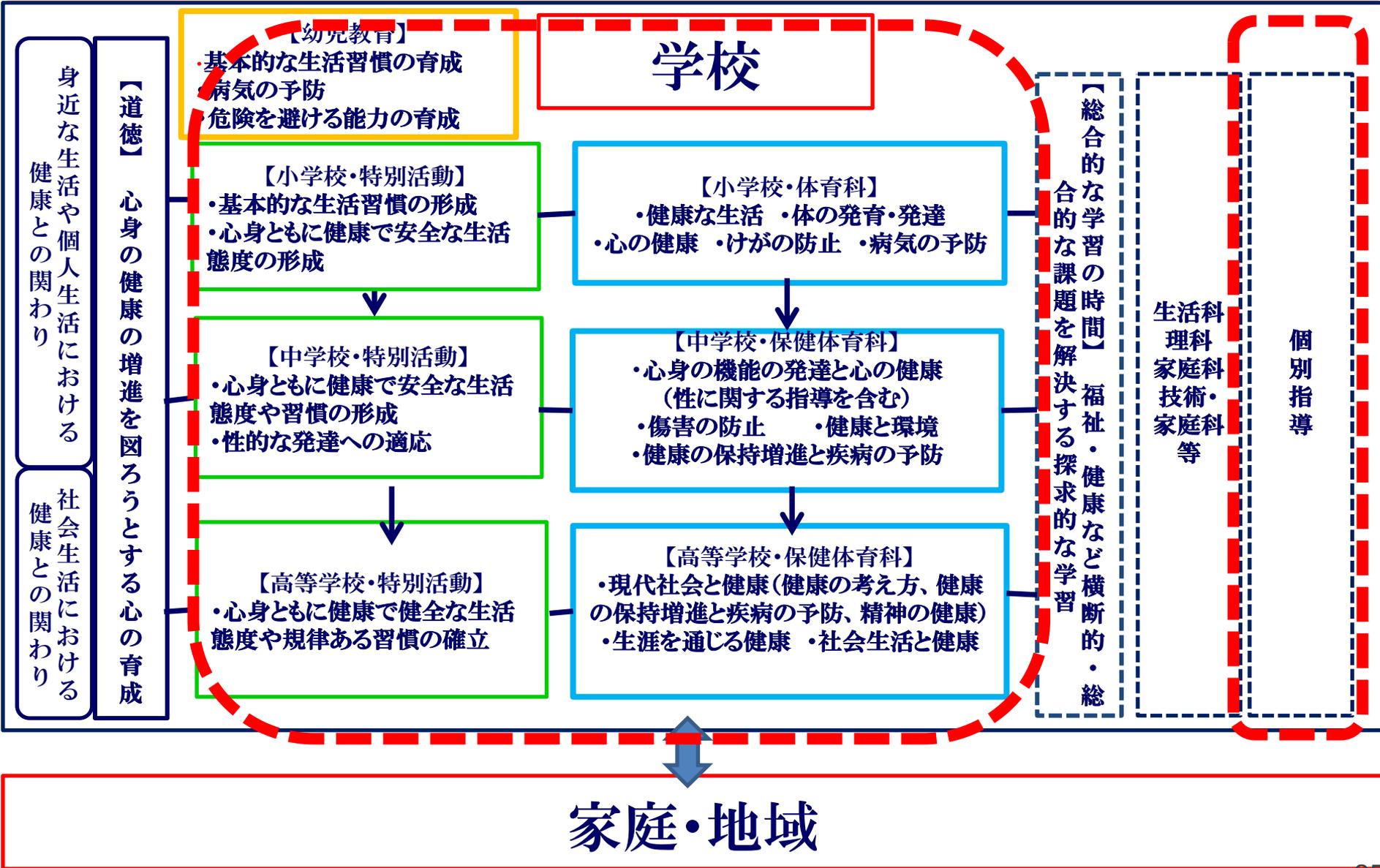
教師が連携し、複数の教科等の
連携を図りながら授業をつくる

学校教育の効果を常に検証
して改善する

地域と連携し、よりよい
学校教育を目指す

心身の健康の保持増進に関する教育のイメージ

カリキュラム・マネジメントの実現



心身の健康の保持増進に関する教育（現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容）

小学校

本資料は、小学校学習指導要領における「心身の健康の保持増進に関する教育」について育成を目指す資質・能力に関連する各教科等の内容のうち、主要なものを抜粋したものであり、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの参考となるように作成したものです。各学校における、それぞれの学校の教育目標や児童の実態を踏まえ、必要に応じて本資料をご活用ください。

第2の2
 則 (2) 各学校においては、児童や学校、地域の実態及び児童の発達段階を考慮し、豊かな人生の実現や災害等を取り組んで次代の社会を形成することに向けた課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、各学校の特色を生かした教育課程の編成を図るものとする。

総則	体育科	理科	社会科
第1 2 (3) 学校における体育・健康に関する指導を、児童の発達段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科、家庭科及び特別活動の時間ともより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生じて健康・安全で活力ある送るための基礎が培われること。	<p><第3学年及び第4学年> G 保健 (1) 健康な生活について、課題を見付け、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 健康な生活について理解すること。 イ 健康な生活について課題を見付け、その解決に向けて考え、それを表現すること。 (2) 体の発育・発達について、課題を見付け、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 体の発育・発達について理解すること。 イ 体がよりよく発育・発達するために、課題を見付け、その解決に向けて考え、それを表現すること。</p> <p>【※(6)内容の「G保健」の(1)については、学校でも、健康診断や学校給食など様々な活動が行われていることについて触れるものとする。(8)各領域の各内容については、運動と健康が密接に関連していることについての具体的な考えがもてるよう指導すること。】</p> <p><第5学年及び第6学年> G 保健 (1) 心の健康について、課題を見付け、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p>	<p><第4学年> B 生命・地球 (1) 人の体づくりと運動 人や他の動物について、骨や筋肉のつくりと働きに着目して、それらに関係付けて調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する技能を身に付けること。 (7) 人の体には骨と筋肉があること。 (8) 人が体を動かすことができるのは、骨、筋肉の働きによること。 イ 人や他の動物について追究する中で、既習の内容や生活経験を基に、人や他の動物の骨や筋肉のつくりと働きについて、根拠のある予想や仮説を発想し、表現すること。</p> <p><第5学年> B 生命・地球 (2) 動物の誕生 動物の発生や成長について、魚を育てたり人の発生についての資料を活用したりする中で、卵や胎児の様子に着目して、時間の経過と関係付けて調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する技能を身に付けること。 (4) 人は、母体内で成長して生まれること。 イ 動物の発生や成長について追究する中で、動物の発生や成長の様子と経過について</p>	<p><第4学年> (2) 人々の健康や生活環境を支える事業について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 (7) 飲料水、電気、ガスを供給する事業は、安全で安定的に供給できるよう進められていることや、地域の人々の健康な生活の維持と向上に役立っていることを理解すること。 (8) 商業物を処理する事業は、衛生的な処理や資源の有効利用ができるよう進められていることや、生活環境の維持と向上に役立っていることを理解すること。</p> <p>3 (1) 内容の(2)については、次のとおり取り扱うものとする。 ア 次の(7)及び(8)については、現在に至るまでに仕組みが計画的に改善された公害発生が向上してきたことに触れること。</p> <p><第5学年> (5) 我が国の国土の自然環境と国民生活との関連について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 豊かな努力により公害の防止や生活環境の改善が図られていることと理解するとともに、公害から生活を守ることの大切さを理解する</p>
第5 1 イ 教育課程の編成及び実施については、学校保健計画、学習計画、食に関する指導の全体いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針など、各教科の学校全体計画等とけながら、効果的な指導がするように留意するものとする。	<p>家庭科</p> <p>1 衣食住の生活 次の(1)から(6)までの項目について、課題をもって、健康・快適・安全で豊かな食生活、衣生活、住生活に向けて考え、工夫する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 (1) 食事の役割 ア 食事の役割が分かり、日常の食事の大切さと食事の仕方について理解すること。 (4) 衣服の着用と手入れ ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 (7) 衣服の主な動きが分かり、季節や状況に応じた日常着の快適な着方について理解すること。 (8) 日常着の手入れが必要であることや、ボタンの付け方及び洗濯の仕方を理解し、適切にできること。 (6) 快適な住まい方 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 (7) 住まいの主な動きが分かり、季節の変化に合わせた生活の大切さや住まい方について理解すること。 イ 季節の変化に合わせた住まい方、整理・整頓や清掃の仕方を考え、快適な住まい方を工夫すること。</p> <p>2 (2) 内容の「B衣食住の生活」については、次のとおり取り扱うこと。 カ (6)の(7)については、主として量・長さ・厚さ・通風・透気・採光、及び音を取り上げること。暑さ・寒さについては、(4)の(7)の日常着の快適な着方と関連を図ること。</p>	<p>道徳科</p> <p>A 主として自分自身に関すること [簡潔、簡明] <第1学年及び第2学年> 健康や安全に気を付け、物や金銭を大切に、身の回りを整え、わがままをしないで、規則正しい生活を送ること。 <第3学年及び第4学年> 自分でできることは自分でやり、安全に気を付け、よく考えて行動し、態度ある生活を送ること。 <第5学年及び第6学年> 安全に気を付けることや、生活習慣の大切さについて理解し、自分の生活を見直し、態度を守り規則に心がけること。</p> <p>D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること [生命の尊さ] <第1学年及び第2学年> 生きることのすばらしさを知り、生命を大切にすること。 <第3学年及び第4学年> 生命の尊さを知り、生命あるものを大切にすること。 <第5学年及び第6学年> 生命が多くの生命のつながりの中にあるかけがえのないものであることを理解し、生命を尊重すること。</p>	<p>特別活動</p> <p>(2) 日常生活や学習への応応と自己の成長及び健康安全 イ よりよい人間関係の形成 学級や学校の生活において互いのよきを見付け、違いを尊重し合い、仲よくしたり信頼し合ったりして生活すること。 ウ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成 現在及び生活にわたって心身の健康を保持推進することや、事件や事故、災害等から身を守り安全に行動すること。 エ 食育の観点から食生活や学校給食と望ましい食習慣の形成 給食の時間を中心としながら、健康によい食事のとり方など、望ましい食習慣の形成を図るとともに、食事を通して人間関係をよりよくすること。</p> <p>【児童会活動】 (1) 児童会の組織づくりと児童会活動の計画や運営 児童が主体的に組織をつくり、役割を分担し、計画を立て、学校の課題を見だし解決するために話し合い、合意形成を図り実践すること。</p> <p>【学校行事】 (3) 健康安全・体育の行事 心身の健全な発達や健康の保持増進、事件や事故、災害等から身を守る安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や達成感の醸成、体力の向上などに資するようにすること。</p>

小(中)学校学習指導要領解説 総則編 (付録)

「がん教育」でのカリキュラム・マネジメント(例)



【中学校の例】

保健体育科⇒「生活習慣病などの予防」①がんの予防
「健康を守る社会の取組」保健所・保健センター

関連付けた指導

- 道徳科 ⇒ 生命尊重
- 特別活動 ⇒ 心身の健全な発達や健康の保持増進
- 総合的な学習の時間
⇒ 健康などの現代的な諸課題
他者と協働して課題を解決
- 外部講師の活用
- PTA主催「がん」に関する講演会（家庭教育学級等）
- 学校保健委員会 「がん教育について」

現代的な健康課題



現代的な健康課題



- 肥満・痩身 ●生活習慣の乱れ ●生活習慣病
- 心の健康・精神疾患 ●感染症 ●性に関する問題
- アレルギー疾患（食物アレルギー） ●薬物乱用防止
- 様々な健康情報、性・薬物等に関する情報の入手
- 栄養摂取の偏りや朝食欠食など食習慣の乱れ
- 少子高齢化や疾病構造の変化による現代的な健康課題（がんや心疾患など生活習慣病などへの対応、仕事関連の悩みとうつ病、若い世代の出産・子育て、高齢化に伴う健康寿命の延伸） 等々

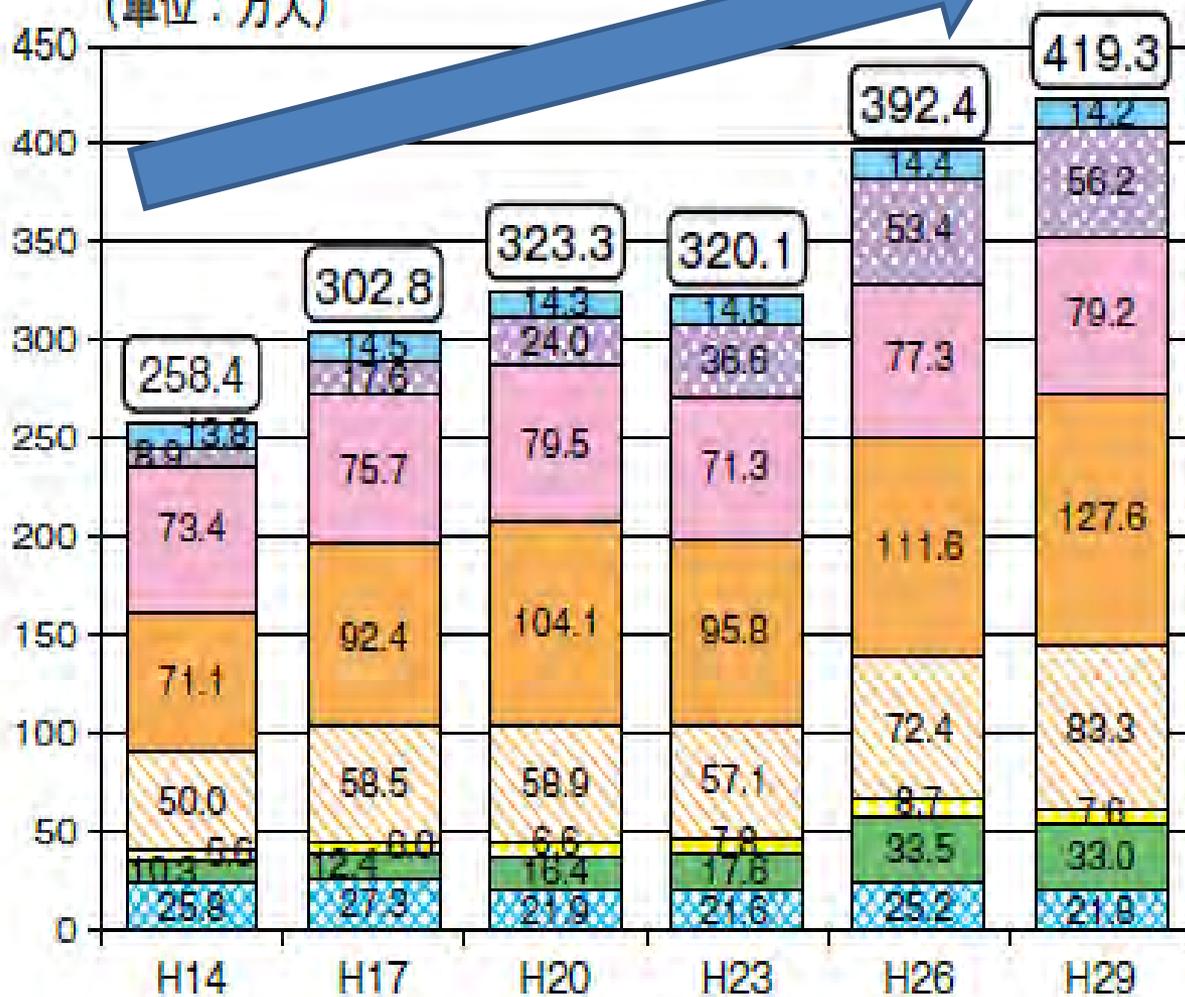
* 中教審答申(H28.12.21)から抜粋



1 心の健康・精神疾患

精神疾患を有する総患者数の推移 (疾病別内訳)

(単位：万人)



- 認知症（血管性など）
- 認知症（アルツハイマー病）
- 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害
- 気分〔感情〕障害（躁うつ病を含む）
- 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現障害
- 精神作用物質使用による精神及び行動の障害
- その他の精神及び行動の障害
- てんかん

※H23年の調査では宮城県の一部と福島県を除いている

資料：厚生労働省「患者調査」より
厚生労働省障害保健福祉部で作成

<https://www.mhlw.go.jp/kokoro/speciality/data.html>

小・中・高等学校の保健の内容（心の健康に関する内容）

小学校（保健領域）	中学校（保健分野）	高等学校（科目保健）
<p>「健康な生活」(3年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康な生活 ・1日の生活の仕方 ・身の回りの環境 <p>「体の発育・発達」(4年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体の発育・発達 ・思春期の体の変化 ・体をよりよく発育・発達させるための生活 <p>「心の健康」(5年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心の発達 ・心と体との密接な関係 ・不安や悩みへの対処 <p>「けがの防止」(5年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故や身の回りの生活の危険が原因となって起こるけがとその防止 ・けがの手当 <p>「病気の予防」(6年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病気の起こり方 ・病原体が主な要因となって起こる病気の予防 ・生活行動が主な要因となって起こる病気の予防 ・喫煙、飲酒、薬物乱用と健康 ・地域の様々な保健活動の取組 	<p>「健康な生活と疾病の予防」 (1. 2. 3年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康の成り立ちと疾病の発生要因 ・生活習慣と健康 ・生活習慣病などの予防 ・喫煙、飲酒、薬物乱用と健康 ・感染症の予防 ・個人の健康を守る社会の取組 <p>「心身の機能の発達と心の健康」(1年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体機能の発達と個人差 ・生殖に関わる機能の成熟と適切な行動 ・精神機能の発達と自己形成 欲求やストレスへの対処と心の健康 <p>「傷害の防止」(2年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故や自然災害などによる傷害の発生要因 ・交通事故などによる傷害の防止 ・自然災害による傷害の防止 ・応急手当 <p>「健康と環境」(3年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体对环境に対する適応能力・至適範囲 ・飲料水や空気の衛生的管理 ・生活に伴う廃棄物の衛生的管理 	<p>「現代社会と健康」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康の考え方 ・現代の感染症とその予防 ・生活習慣病などの予防と回復 ・喫煙、飲酒、薬物乱用と健康 ・精神疾患の予防と回復 <p>「安全な社会生活」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全な社会づくり ・応急手当 <p>「生涯を通じる健康」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯の各段階における健康 ・労働と健康 <p>「健康を支える環境づくり」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境と健康 ・食品と健康 ・保健・医療制度及び地域の保健医療機関 ・様々な保健活動や社会的対策 ・健康に関する環境づくりと社会参加 <p>(原則として、入学年次及びその次の年次の2か年にわたり履修)</p>

心の健康・ストレス対処、精神疾患に関する内容



○心の健康に関する内容は、小・中・高の保健の学習で、それぞれの発達段階に応じた指導を行っている。

○小5の「不安や悩みへの対処」、中1の「ストレスの対処」の内容を新たに保健の「技能」と位置付けて、具体的な対処を学習することとした。

○高校の内容として新たに精神疾患を位置付け、その予防と回復について学習することとした。

	学習指導要領の記載内容
小学校	(1) 心の健康（5年生） (ウ) 不安や悩みへの対処には、大人や友達に相談する、仲間と遊ぶ、運動をするなどいろいろな方法があること。
中学校	(2) 心身の機能の発達と心の健康（1年生） (イ) 精神と身体は、相互に影響を与え、関わっていること。欲求やストレスは、心身に影響を与えることがあること。また、心の健康を保つには、欲求やストレスに適切に対処する必要があること。
高等学校	(1) 現代社会と健康（入学年次及びその次の年次） (オ) 精神疾患の予防と回復 精神疾患の予防と回復には、運動、食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活を実践するとともに、心身の不調に気付くことが重要であること。また、疾病の早期発見及び社会的な対策が必要であること。

精神疾患の予防と回復【知識】



(オ) 精神疾患の予防と回復

精神疾患の予防と回復には、運動、食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活を実践するとともに、心身の不調に気付くことが重要であること。また、疾病の早期発見及び社会的な対策が必要であること。

ア 精神疾患の特徴

精神疾患は、精神機能の基盤となる心理的、生物的、または社会的な機能の障害などが原因となり、認知、情動、行動などの不調により、精神活動が不全になった状態であることを理解できるようにする。また、うつ病、統合失調症、不安症、摂食障害などを適宜取り上げ、誰もががり患しうること、若年で発症する疾患が多いこと、適切な対処により回復し生活の質の向上が可能であることなどを理解できるようにする。その際、アルコール、薬物などの物質への依存症に加えて、ギャンブル等への過剰な参加は習慣化すると嗜癖行動になる危険性があり、日常生活にも悪影響を及ぼすことに触れるようにする。

* 高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 保健体育編より抜粋

精神疾患の予防と回復【知識】



① 精神疾患への対処

精神疾患の予防と回復には、身体の健康と同じく、適切な運動、食事、休養及び睡眠など、調和のとれた生活を実践すること、早期に心身の不調に気付くこと、心身に起こった反応については体ほぐしの運動などのリラクゼーションの方法でストレスを緩和することなどが重要であることを理解できるようにする。

また、心身の不調時には、不安、抑うつ、焦燥、不眠などの精神活動の変化が、通常時より強く、持続的に生じること、心身の不調の早期発見と治療や支援の早期の開始によって回復可能性が高まることを理解できるようにする。その際、自殺の背景にはうつ病をはじめとする精神疾患が存在することもあることを理解し、できるだけ早期に専門家に援助を求めることが有効であることにも触れるようにする。

さらに、人々が精神疾患について正しく理解するとともに、専門家への相談や早期の治療などを受けやすい社会環境を整えることが重要であること、偏見や差別の対象ではないことなどを理解できるようにする。



4 内容の取扱い

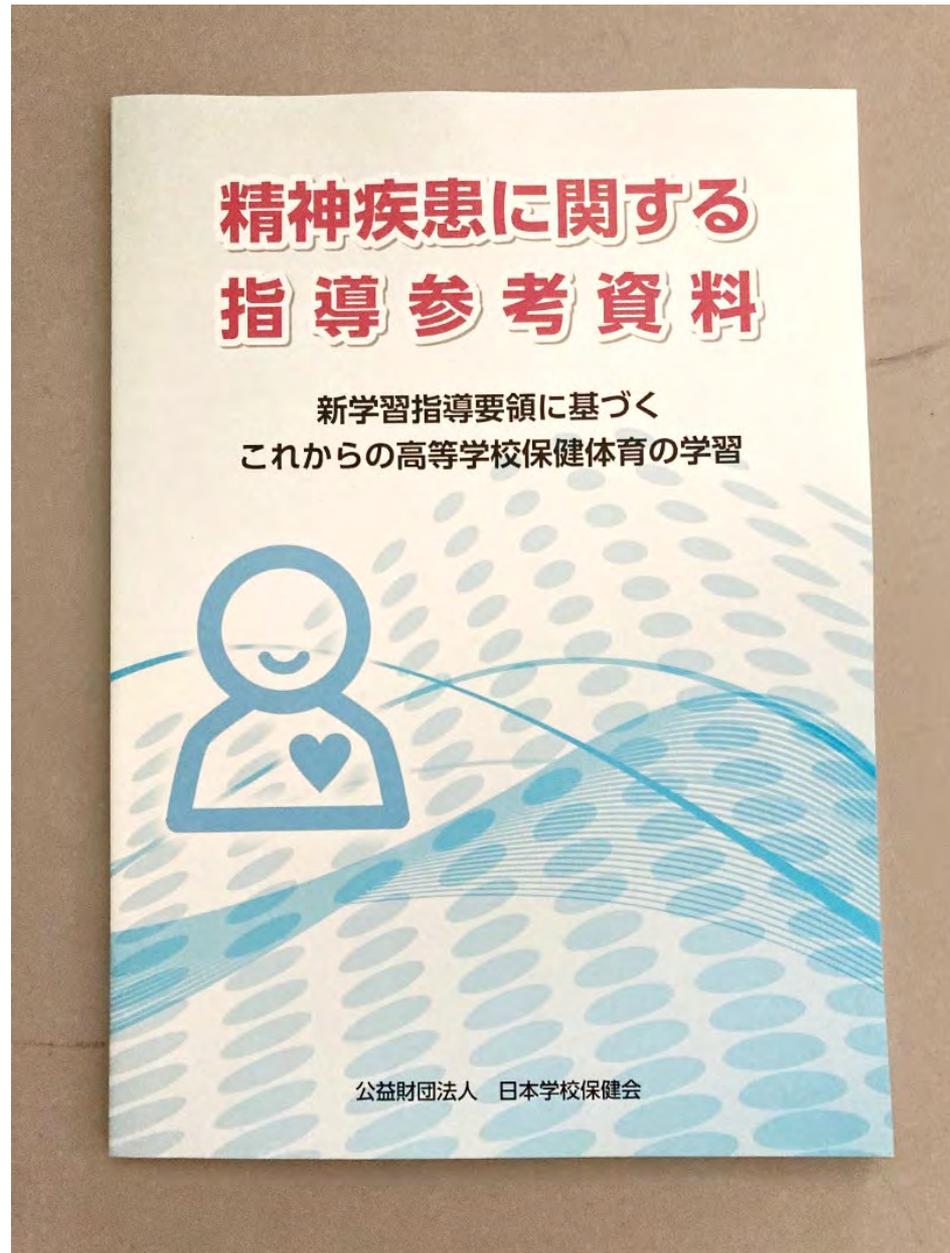
<各領域の取扱い>

(2) 内容の「A体づくり運動」から「H体育理論」までに示す事項については、各年次において次のとおり取り扱うものとする。

ア 「A体づくり運動」に示す事項については、全ての生徒に履修させること。なお、(1)のアの運動については、「B器械運動」から「Gダンス」までにおいても関連を図って指導することができるとともに、「保健」における精神疾患の予防と回復などの内容との関連を図ること。(1)のイの運動については、日常的に取り組める運動例を組み合わせることに重点を置くなど指導方法の工夫を図ること。

* 高等学校学習指導要領（平成30年告示）より抜粋

精神疾患に関する指導参考資料





2 がん教育

小・中・高等学校の保健の内容（がんに関する内容）

小学校(保健領域)	中学校(保健分野)	高等学校(科目保健)
<p>「健康な生活」(3年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康な生活 ・1日の生活の仕方 ・身の回りの環境 <p>「体の発育・発達」(4年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体の発育・発達 ・思春期の体の変化 ・体をよりよく発育・発達させるための生活 <p>「心の健康」(5年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心の発達 ・心と体との密接な関係 ・不安や悩みへの対処 <p>「けがの防止」(5年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故や身の回りの生活の危険が原因となって起こるけがとその防止 ・けがの手当 <p>「病気の予防」(6年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病気の起こり方 ・病原体が主な要因となって起こる病気の予防 ・生活行動が主な要因となって起こる病気の予防 ・喫煙、飲酒、薬物乱用と健康 ・地域の様々な保健活動の取組 	<p>「健康な生活と疾病の予防」(1. 2. 3年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康の成り立ちと疾病の発生要因 ・生活習慣と健康 ・生活習慣病などの予防 ・喫煙、飲酒、薬物乱用と健康 ・感染症の予防 ・個人の健康を守る社会の取組 <p>「心身の機能の発達と心の健康」(1年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体機能の発達と個人差 ・生殖に関わる機能の成熟と適切な行動 ・精神機能の発達と自己形成 ・欲求やストレスへの対処と心の健康 <p>「傷害の防止」(2年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故や自然災害などによる傷害の発生要因 ・交通事故などによる傷害の防止 ・自然災害による傷害の防止 ・応急手当 <p>「健康と環境」(3年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体对环境に対する適応能力・至適範囲 ・飲料水や空気の衛生的管理 ・生活に伴う廃棄物の衛生的管理 	<p>「現代社会と健康」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康の考え方 ・現代の感染症とその予防 ・生活習慣病などの予防と回復 ・喫煙、飲酒、薬物乱用と健康 ・精神疾患の予防と回復 <p>「安全な社会生活」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全な社会づくり ・応急手当 <p>「生涯を通じる健康」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯の各段階における健康 ・労働と健康 <p>「健康を支える環境づくり」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境と健康 ・食品と健康 ・保健・医療制度及び地域の保健医療機関 ・様々な保健活動や社会的対策 ・健康に関する環境づくりと社会参加 <p>(原則として、入学年次及びその次の年次の2か年にわたり履修)</p>

「保健」における「がん」に関する「知識」の内容

校種	体育科・保健体育科における「がん」に関する記載（知識） ■内容の取扱い
小学校 （第6学年）	<p>(3) 病気の予防</p> <p>ア 知識 (I) 喫煙, 飲酒, 薬物乱用と健康</p> <p>㊦ 喫煙を長い間続けるとがんや心臓病などの病気にかかりやすくなるなどの影響があること</p>
中学校 （第2学年）	<p>(1) 健康な生活と疾病の予防 がんについても取り扱うものとする。</p> <p>ア 知識 (ウ) 生活習慣病などの予防</p> <p>① がんの予防</p> <p>がんは、異常な細胞であるがん細胞が増殖する疾病であり、その要因には不適切な生活習慣をはじめ様々なものがあること</p> <p>がんの予防には、生活習慣病の予防と同様に、適切な生活習慣を身に付けることなどが有効であること</p> <p>健康診断やがん検診などで早期に異常を発見できること</p> <p>(I) 喫煙, 飲酒, 薬物乱用と健康</p> <p>㊦ 喫煙と健康</p> <p>常習的な喫煙により、がんや心臓病など様々な疾病を起こしやすくなること</p>
高等学校 （入学年次 又はその 次の年次）	<p>(1) 現代社会と健康 がんについても取り扱うものとする。</p> <p>(ウ) 生活習慣病などの予防と回復</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ がん、(略)などを適宜取り上げ、これらの生活習慣病などのリスクを軽減し予防するには、適切な運動、食事、休養及び睡眠など、調和のとれた健康的な生活を続けることが必要であること、 ・ 定期的な健康診断やがん検診などを受診することが必要であること。 ・ がんについては、肺がん、大腸がん、胃がんなど様々な種類があり、生活習慣のみならず細菌やウイルスの感染などの原因もあること。 ・ がんの回復においては、手術療法、化学療法（抗がん剤など）、放射線療法などの治療法があること。 ・ 患者や周囲の人々の生活の質を保つことや緩和ケアが重要であること。 ・ 生活習慣病などの予防と回復には、個人の取組とともに、健康診断やがん検診の普及、正しい情報の発信など社会的な対策が必要であること。

「がん教育推進のための教材」の内容

- 1 がんという病気
- 2 我が国におけるがんの現状
- 3 がんの経過と様々ながんの種類
- 4 がんの予防
- 5 がんの早期発見とがん検診
- 6 がんの治療法
- 7 がんの治療における緩和ケア
- 8 がん患者の「生活の質」
- 9 がん患者への理解と共生

がん教育プログラム

モジュール

1

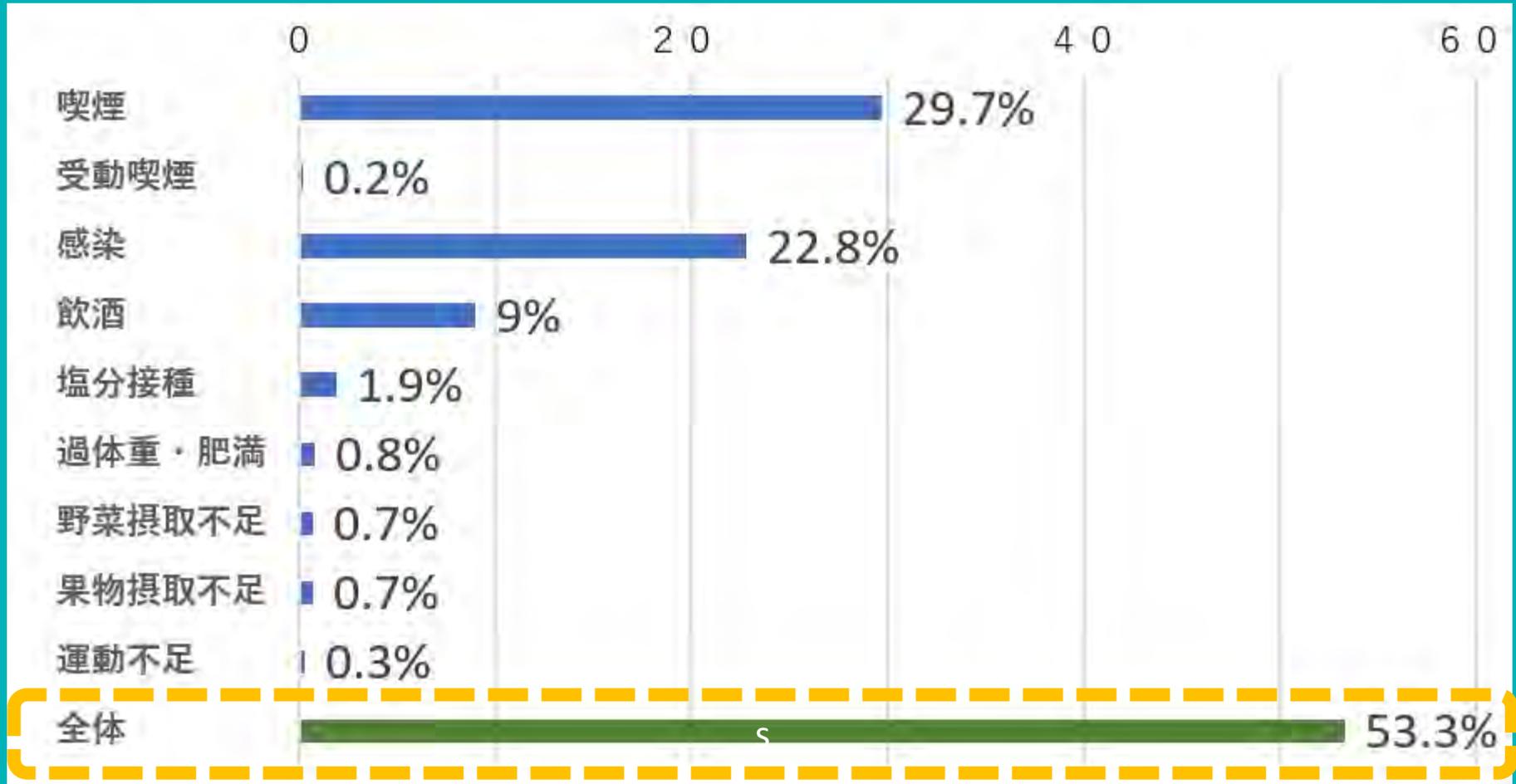
がんという病気

文部科学省 がん教育推進のための教材
「1 がんという病気」対応

がんの原因は
何だろう

がんの原因

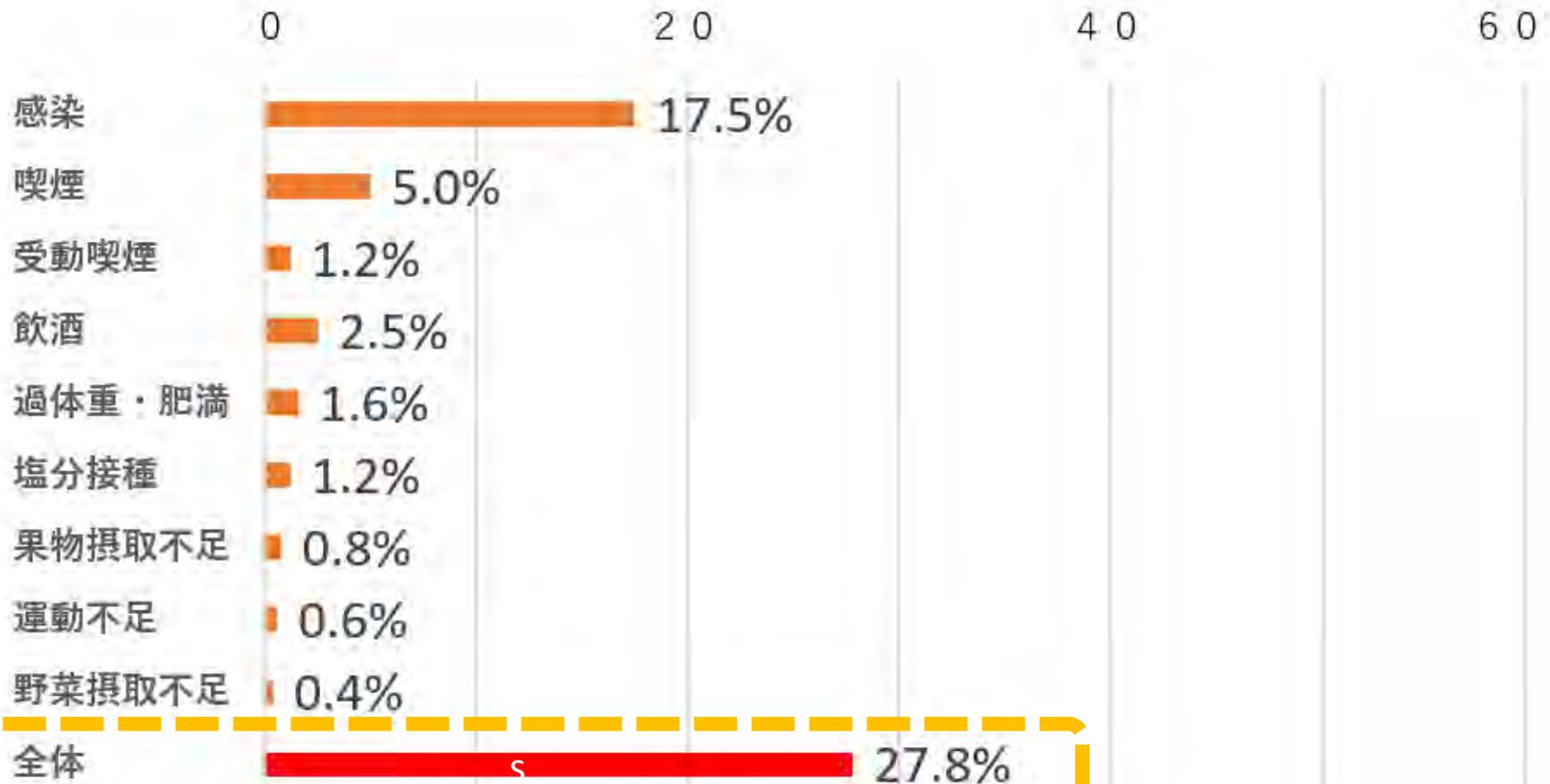
男性の場合



（「科学的根拠に基づくがんリスク評価とがん予防ガイドライン提言に関する研究（Inoue, M. et al.: Ann Oncol, 2012; 23(5): 1362-9）」を基に国立がん研究センターがん情報サービスが作成）

がんの原因

女性の場合



（「科学的根拠に基づくがんリスク評価とがん予防ガイドライン提言に関する研究（Inoue, M. et al.: Ann Oncol, 2012; 23(5): 1362-9）」を基に国立がん研究センターがん情報サービスが作成）

がんの原因

がんには原因のわかっているものとわからないものがある

細菌・
ウイルス

生活習慣

遺伝的
原因

不明

外部講師を活用したがん教育ガイドライン（令和3年3月一部改訂）



【目次】	
第1章 外部講師を活用したがん教育の必要性	2
1 がん教育の背景	2
2 がん教育の位置付け	4
3 普及啓発への教育委員会の役割	6
第2章 外部講師を活用したがん教育の進め方	9
1 がん教育の進め方の基本方針	9
2 がん教育実施上の手順(例)	10
3 がん教育実施上の留意点	11
(1) 実施形態	11
(2) 外部講師	11
(3) 配慮が必要な事項	12
4 依頼された外部講師のために	12
(1) 授業等へ参画する上での留意点	12
(2) 外部講師を活用したがん教育において配慮が必要な情報	12
(3) その他	13
【参考資料】	14
●資料 1 がん教育に必要な内容	14
●資料 2 学習指導要領及び学習指導要領解説における「がん」に関する記載部分	16
●資料 3 用語解説	23

学校において外部講師ががん教育を実施するにあたり、留意すべき事項等を示すものとしてガイドラインを作成。

「外部講師を活用したがん教育ガイドライン」

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1369991.htm



第1章 外部講師を活用したがん教育の必要性

- 1 がん教育の背景
- 2 がん教育の位置付け
- 3 普及啓発への教育委員会の役割

第2章 外部講師を活用したがん教育の進め方

- 1 がん教育の進め方の基本方針
- 2 がん教育実施上の手順（例）
- 3 がん教育実施上の留意点
 - (1) 実施形態
 - (2) 外部講師
 - (3) 配慮が必要な事項
- 4 依頼された外部講師のために
 - (1) 授業等へ参画する上での留意点
 - (2) 外部講師を活用したがん教育において配慮が必要な情報

外部講師を活用した がん教育等現代的な健康課題理解増進事業

令和6年度予算額
(前年度予算額)

44百万円
32百万円)



文部科学省

背景・課題

背景

- 新たに策定された第4期がん対策推進基本計画（実行期間：令和5年度～令和10年度）では、がん教育について、「国は、都道府県及び市町村において、教育委員会及び衛生主管部局が連携して会議体を設置し、地域のがん治療を担う医師や患者等の関係団体とも協力しながら、また、学校医やがん治療に携わる医師、がん患者・経験者等の外部講師を活用しながら、がん教育が実施されるよう、必要な支援を行う。」とされている。
- 生活習慣の乱れや心の健康など、病気や不登校、自殺などの要因となり得る児童生徒の健康課題は多様化・複雑化しており、児童生徒が、自ら健康によい生活を送るための基礎的な力を身に付けることが、これまで以上に求められている。
- 近年の疾病構造の変化や高齢社会など、児童生徒を取り巻く社会環境や生活環境が大きく変化している中で、がん等の病気や患者への偏見をなくし、そうした人々と互いに支え合い、共に暮らしていくことが重要である。
- 人々の健康を支える献血制度に関しては、人口構造の変化に伴う献血可能人口の減少、特に10代～30代の若年層の献血者数が減少していることから、今後の献血を支える若年層に対する献血活動の一層の推進が求められている。

課題

- ①がん教育の全国への普及が必要
がん教育について、地域によって取組状況に差があることから、地域の実情に応じた取組が一層推進されるよう、各地域の取組の成果を全国へ普及する必要がある。
- ②がん教育等現代的な健康課題の理解増進に向け、外部講師の活用の促進が必要
がん教育をはじめ、健康の保持増進、病気の予防、病気や患者への理解、献血など人々の健康を支える医療・保健制度への理解などの観点から、教育活動を実施するに当たり、児童生徒が実感的に理解し、自身の行動の変容につなげられるよう、より効果的な指導を行うためには、医師等の専門家や患者・経験者の外部講師としての活用が必要であるが、学校が外部講師を活用するための体制が十分整備されていない。また、外部講師が学校で指導する際の留意点等の認識が不十分である。



事業内容

1. 学習指導要領に対応したがん教育の成果等の普及

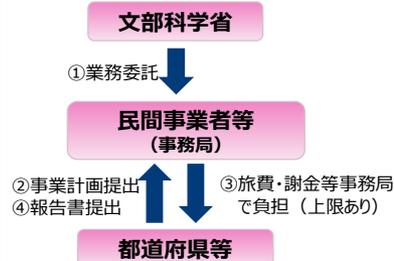
学習指導要領に対応したがん教育について、教員や外部講師の資質能力の向上を図るとともに、教育委員会等における課題の共有と先進的な取組の紹介等を行い、全国への普及を図る。

- 公立以外の国・私立学校も対象としたがん教育シンポジウムの開催
- 教員・外部講師に対する実践的ながん教育研修会の実施

等

2. がん教育等現代的な健康課題の理解増進に向けた外部講師を活用した教育活動の実施

事業スキーム



委託先
委託費

民間事業者等（1社）
43百万円

委託
対象経費

諸謝金、旅費、借損料、
印刷製本費、消耗品費
等

【地域の実情に応じて実施する教育活動のメニュー】

- ①がんや生活習慣病、心の健康等に関する学習を通じて、自身の生活行動を改善する力を育む。
- ②がんや難病、てんかん、精神疾患、摂食障害など、様々な病気を抱える人々への共感的な理解を深めるとともに、そうした人々と共に生きる社会づくりに向けて、献血への理解など社会に貢献する意欲や態度を養う。

都道府県等における取組

- 各学校における外部講師を活用した教育活動の実施
- 教員や外部講師を対象とした研修会
- 専門家や患者・経験者と連携した教材等の作成・配布
- 外部講師名簿の作成、活用体制の整備

(担当：初等中等教育局健康教育・食育課)



3 性に関する指導

小・中・高等学校の保健の内容

小学校(保健領域)	中学校(保健分野)	高等学校(科目保健)
<p>「健康な生活」(3年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康な生活 ・1日の生活の仕方 ・身の回りの環境 <p>「体の発育・発達」(4年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体の発育・発達 ・思春期の体の変化 ・体をよりよく発育・発達させるための生活 <p>「心の健康」(5年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心の発達 ・心と体との密接な関係 ・不安や悩みへの対処 <p>「けがの防止」(5年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故や身の回りの生活の危険が原因となって起こるけがとその防止 ・けがの手当 <p>「病気の予防」(6年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病気の起こり方 ・病原体が主な要因となって起こる病気の予防 ・生活行動が主な要因となって起こる病気の予防 ・喫煙、飲酒、薬物乱用と健康 ・地域の様々な保健活動の取組 	<p>「健康な生活と疾病の予防」 (1. 2. 3年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康の成り立ちと疾病の発生要因 ・生活習慣と健康 ・生活習慣病などの予防 ・喫煙、飲酒、薬物乱用と健康 ・感染症の予防 ・個人の健康を守る社会の取組 <p>「心身の機能の発達と心の健康」(1年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体機能の発達と個人差 ・生殖に関わる機能の成熟と適切な行動 ・精神機能の発達と自己形成 ・欲求やストレスへの対処と心の健康 <p>「傷害の防止」(2年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故や自然災害などによる傷害の発生要因 ・交通事故などによる傷害の防止 ・自然災害による傷害の防止 ・応急手当 <p>「健康と環境」(3年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体对环境に対する適応能力・至適範囲 ・飲料水や空気の衛生的管理 ・生活に伴う廃棄物の衛生的管理 	<p>「現代社会と健康」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康の考え方 ・現代の感染症とその予防 ・生活習慣病などの予防と回復 ・喫煙、飲酒、薬物乱用と健康 ・精神疾患の予防と回復 <p>「安全な社会生活」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全な社会づくり ・応急手当 <p>「生涯を通じる健康」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯の各段階における健康 ・労働と健康 <p>「健康を支える環境づくり」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境と健康 ・食品と健康 ・保健・医療制度及び地域の保健医療機関 ・様々な保健活動や社会的対策 ・健康に関する環境づくりと社会参加 <p>(原則として、入学年次及びその次の年次の2か年にわたり履修)</p>

性に関する内容(保健領域、保健分野、科目保健)

校種	学習指導要領解説の内容(キーワード)
小学校 (第4学年)	<p>(イ)思春期の体の変化 思春期、体つきに変化、人によって違いがある、男子はがっしりした体つき、女子は丸みのある体つき、男女の特徴、初経、精通、変声、発毛、異性への関心、個人によって早い遅いがあるだれにでも起こる、大人の体に近づく現象</p>
中学校 (第1学年)	<p>(イ)生殖にかかわる機能の成熟 思春期、性腺刺激ホルモン、生殖器の発育、生殖機能が発達、男子では射精、女子では月経、妊娠、個人差、性衝動、異性の尊重、性情報への対処、性に関する適切な態度や行動の選択 ■受精・妊娠を取り扱う、妊娠の経過は取り扱わない、性衝動が生じる、異性への関心、異性の尊重、情報への適切な対処や行動の選択</p>
中学校 (第3学年)	<p>(オ)感染症の予防 エイズ及び性感染症の増加傾向、青少年の感染、疾病概念、感染経路。感染のリスクを軽減、エイズの病原体、ヒト免疫不全ウイルス(HIV)、感染経路は性的接触、性的接触をしない、コンドームを使うことなどが有効 ■後天性免疫不全症候群(エイズ)及び性感染症について取り扱う。</p>
高等学校	<p>(イ)現代の感染症とその予防 エイズ及び性感染症、原因及び予防のための個人の行動選択や社会の対策</p>
高等学校	<p>(ア)生涯の各段階における健康 ① 思春期と健康 思春期における心身の発達、性的成熟に伴う健康課題、自分の行動への責任感、異性を理解したり尊重したりする態度、性に関する情報等への適切な対処 ② 結婚生活と健康 結婚生活、心身の発達や健康の保持増進、受精、妊娠、出産とそれに伴う健康課題、健康課題には年齢や生活習慣などの関わり、家族計画の意義、人工妊娠中絶の心身への影響、自他の健康に対する責任感、良好な人間関係、家族や周りの人からの支援、母子の健康診査の利用、保健・医療サービスの活用、妊娠のしやすさを含む男女それぞれの生殖に関わる機能 ■思春期と健康、結婚生活と健康、生殖に関する機能、責任感を涵養、異性を尊重する態度、性に関する情報等への適切な対処</p>

(2) 体の発育・発達 <<第4学年>>

ア 知識

(ア) 体の発育・発達

体の発育・発達については、身長、体重などを適宜取り上げ、これらは年齢に伴って変化することを理解できるようにするとともに、個人差があることを理解できるようにする。

(イ) 思春期の体の変化

② 思春期には、体つきに変化が起こり、人によって違いがあるものの、男子はがっしりした体つきに、女子は丸みのある体つきになるなど、男女の特徴が現れることを理解できるようにする。

① 思春期には、初経、精通、変声、発毛が起こり、また、異性への関心も芽生えることについて理解できるようにする。さらに、これらは、個人差があるものの、大人の体に近づく現象であることを理解できるようにする。

なお、指導に当たっては、発達の段階を踏まえること、学校全体で共通理解を図ること、保護者の理解を得ることなどに配慮することが大切である。

指導上の留意事項

イ 思考力、判断力、表現力等

体の発育・発達に関わる事象から課題を見付け、体のよりよい発育・発達を目指す視点から、適切な方法を考え、それを伝えることができるようにする。

(2) 心身の機能の発達と心の健康«第1学年»

課題を発見し、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身につけることができるよう指導する。

ア 心身の機能の発達と心の健康について理解を深めるとともに、ストレスへの対処をすること。

(1)思春期には、内分泌の働きによって生殖に関わる機能が成熟すること。また、成熟に伴う変化に対応した適切な行動が必要となること。

【内容の取扱い】

妊娠や出産が可能となるような成熟が始まるという観点から、受精・妊娠を取り扱うものとし、妊娠の経過は取り扱わないものとする。また、身体の機能の成熟とともに、性衝動が生じたり、異性への関心が高まったりすることなどから、異性への尊重、情報への適切な対処や行動の選択が必要となることについて取り扱うものとする。



(5) 教育課程編成・実施に関する各学校の責任と現場主義の重視

これまで述べてきたとおり、学習指導要領は、全国的な教育の機会均等や教育水準の維持・向上のために、すべての子どもに対して指導すべき内容を示す基準であり、具体的には、各教科等の目標やおおまかな内容を定めている（学習指導要領の「基準性」）。

さらに、平成15年の学習指導要領の一部改正により、この「基準性」を踏まえ、各学校は子どもたちの実態に応じ、学習指導要領に示していない内容を加えて指導することができることが明確になった。

このように、各学校は、大綱的な基準であるこの学習指導要領に従い、地域や学校の実態、子どもたちの心身の発達の段階や特性を十分考慮して適切な教育課程を編成し、創意工夫を生かした特色ある教育活動が展開可能な裁量と責任を有している。



（「はじめ規定」の見直し）

○ 今回の学習指導要領改訂に当たっては、このように各学校がそれぞれの創意工夫を生かした特色ある授業を実施できることが更に明確になるように、学習指導要領の記述を見直すことが求められる。

具体的には、現行学習指導要領において、「（…の）事項は扱わないものとする」等と定める、いわゆる「はじめ規定」は、これらの発展的な内容を教えるはならないという趣旨ではなく、すべての子どもに共通に指導するべき事項ではないという趣旨であるが、この点の周知が不十分であり、趣旨が分かりにくいため、記述の仕方を改める必要がある。

よくある質問から（確認事項）

Q1 学校が必要だと思えば、「はどめ規定」を超えて教えてもよいか？

A1 中学校第1学年の「心身の機能の発達と心の健康」では、妊娠の経過（性交など）については、すべての子どもに共通に指導するべき事項ではない。

Q2 外部講師が授業を行う時は、「はどめ規定」はかからないということによいか？

A2 外部講師が授業を行う場合でも、「はどめ規定」はかかる。授業者によるものではない。

(1) 健康な生活と疾病の予防《第3学年》

(ア) 感染症の予防

① エイズ及び性感染症の予防

エイズ及び性感染症の増加傾向と青少年の感染が社会問題になっていることから、それらの疾病概念や感染経路について理解できるようにする。また、感染のリスクを軽減する効果的な予防方法を身に付ける必要があることを理解できるようにする。例えば、エイズの病原体はヒト免疫不全ウイルス（HIV）であり、その主な感染経路は性的接触であることから、感染を予防するには性的接触をしないこと、コンドームを使うことなどが有効であることにも触れるようにする。

なお、指導に当たっては、発達の段階を踏まえること、学校全体で共通理解を図ること、保護者の理解を得ることなどに配慮することが大切である。

* 中学校学習指導要領解説（平成29年告示）保健体育編より抜粋

(3) 生涯を通じる健康 《入学年次又はその次の年次》

(3) 生涯を通じる健康について、自他や社会の課題を発見し、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 生涯を通じる健康について理解を深めること。

(ア) 生涯の各段階における健康

生涯を通じる健康の保持増進や回復には、生涯の各段階の健康課題に応じた自己の健康管理及び環境づくりが関わっていること。

イ 生涯を通じる健康に関する情報から課題を発見し、健康に関する原則や概念に着目して解決の方法を思考し判断するとともに、それらを表現すること。

【内容の取扱い】

思春期と健康、結婚生活と健康及び加齢と健康を取り扱うものとする。また、生殖に関する機能については、必要に応じ関連付けて扱う程度とする。責任感を涵養することや異性を尊重する態度が必要であること、及び性に関する情報等への適切な対処についても扱うよう配慮するものとする。

(3) 生涯を通じる健康《入学年次又はその次の年次》

(ア) 生涯の各段階における健康

① 思春期と健康

思春期における心身の発達や性的成熟に伴う身体面、心理面、行動面などの変化に関わり、健康課題が生じることがあることを理解できるようにする。その際、これらの変化に対応して、自分の行動への責任感や異性を理解したり尊重したりする態度が必要であること、及び性に関する情報等への適切な対処が必要であることを理解できるようにする。

なお、指導に当たっては、発達の段階を踏まえること、学校全体で共通理解を図ること、保護者の理解を得ることなどに配慮することが大切である。

* 高等学校学習指導要領解説 保健体育編 (H30) より抜粋

(3) 生涯を通じる健康 《入学年次又はその次の年次》

(ア) 生涯の各段階における健康

① 結婚生活と健康

結婚生活について、心身の発達や健康の保持増進の観点から理解できるようにする。その際、受精、妊娠、出産とそれに伴う健康課題について理解できるようにするとともに、健康課題には年齢や生活習慣などが関わることについて理解できるようにする。また、家族計画の意義や人工妊娠中絶の心身への影響などについても理解できるようにする。また、結婚生活を健康に過ごすには、自他の健康に対する責任感、良好な人間関係や家族や周りの人からの支援、及び母子の健康診査の利用や保健相談などの様々な保健・医療サービスの活用が必要であることを理解できるようにする。

なお、妊娠のしやすさを含む男女それぞれの生殖に関わる機能については、必要に応じ関連付けて扱う程度とする。

* 高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 保健体育編より抜粋

学習指導要領及び解説の内容（学級活動・ホームルーム活動）

校種	内 容
小学校	<p>(2) 日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全</p> <p>ウ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心身の発育・発達、性や薬物等に関する情報 ・心身の発育・発達に関する指導に当たっては、発達の段階を踏まえ、学校全体の共通理解を図るとともに、家庭の理解を得ることなどに配慮する必要 ・内容によっては、養護教諭などの協力を得て指導に当たる必要がある。
中学校	<p>(2) 日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全</p> <p>イ 男女相互の理解と協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女相互の理解と協力、人間の尊重と男女の平等、男女共同参画社会 ：家庭や社会における男女相互の望ましい人間関係の在り方 「性的な発達への対応」との関連、生徒の発達の段階や実態、心身の発育・発達における個人差 <p>ウ 思春期の不安や悩みの解決、性的な発達への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・思春期の心と体の発育・発達 ・性情報への対応 ・性の逸脱行動 ・エイズや性感染症などの予防 ・友情と恋愛と結婚
高等学校	<p>(2) 日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全</p> <p>イ 男女相互の理解と協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女相互の理解と協力 ・人間の尊重と男女の平等 ・男女共同参画社会と自分の生き方 <p>オ 生命の尊重と心身ともに健康で安全な生活態度や規律ある習慣の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体的な成熟に伴う性的な発達に対応した適切な行動 ・性的情報の氾濫する現代社会における自己の行動に責任をもって生きることの大切さ ・人間尊重の精神に基づく男女相互のよりよい人間関係の在り方 <p>* 養護教諭や関係団体などの協力を得ながら指導</p>

性に関する指導の留意事項

指導に当たっては、
発達の段階を踏まえること、
学校全体で共通理解を図ること、
保護者の理解を得ること
などに配慮することが大切である。

保健教育における個別指導の充実



第1章 総則 第4 児童の発達の支援

1 児童の発達を支える指導の充実

(1) 学習や生活の基盤として、教師と児童との信頼関係及び児童相互のよりよい人間関係を育てるため、日頃から学級経営の充実を図ること。また、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の児童の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方により、児童の発達を支援すること。

小学校学習指導要領（H29告示）P23

(3) 健やかな体（第1章第1の2の(3)）

児童が心身の成長発達に関して適切に理解し、行動することができるようにする指導に当たっては、第1章総則第4の1の(1)に示す主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方の観点から、学校の教育活動全体で共通理解を図り、家庭の理解を得ることに配慮するとともに、関連する教科等において、発達の段階を考慮して、指導することが重要である。

小学校学習指導要領（H29告示）解説 総則編 P33



子供たちの発達を支えるためには、主に集団の場面で、あらかじめ適切な時期・場面に必要な指導・援助を行うガイダンスに加えて、主に個別指導により、個々の子供が抱える課題の解決に向けて指導・援助するカウンセリングを、それぞれ充実させていくという視点が必要であり、こうした視点に立って、一人一人の発達の特性等に応じた個別指導を充実させていくことも重要になります。そのため、各学校においては、全教員の共通理解のもと、集団指導で取り扱う内容と個別指導で取り扱う内容をよく整理した上で、性に関する指導を推進する必要があります。

一人一人が抱える課題に個別に対応した指導の例

(指導者)

養護教諭、学級担任、教科担任、生徒指導主事など

(対象)

個人（グループも含む）

(具体的な個別指導の場面)

○保健の授業後

☞ 更に詳しく知りたい子供への指導

☞ 授業中の態度や学習カードの記載状況から心配される子供への指導

○宿泊を伴う行事の前

☞ 不安や悩みがある子供への指導

○性に関する問題行動の顕在化

☞ 非行が心配される子供への指導・支援 など

個別指導の具体例（性に関する指導）

【事例1】 中学1年生の保健の授業で「生殖機能の発達」について学習した後に、不安なことやもっと知りたいことがある場合、相談に来るよう促したところ、どうしたら妊娠するのか相談に来た生徒に対し、性交について指導した。

【事例2】 中学3年生の保健の授業で「性感染症の予防」について学習した後に、性交経験がある生徒が性感染症を心配して相談に来た際、コンドームの使用について指導した。

【事例3】 女子生徒が社会人と交際していることを心配した保護者からの依頼により、当該生徒に対して個別に性交や避妊について指導した。

【事例4】 望まない性行為をしてしまった女子生徒からの相談に対して、性交や避妊について指導し、保護者に連絡の上、産婦人科を受診させた。

【事例5】 宿泊学習の事前指導で性に関する指導を行い、不安や悩みがある場合は相談するよう促したところ、数名の生徒が相談に来たため性交や避妊について指導した。

【事例6】 夜間の外出などを繰り返す女子生徒に対し、性交や避妊について指導し自分の身を守ることの大切さを伝えた。

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業実践（動画）

子どもの未来を考える人のための

学校保健

研修会情報

教材コンテンツ

Google カスタム検索



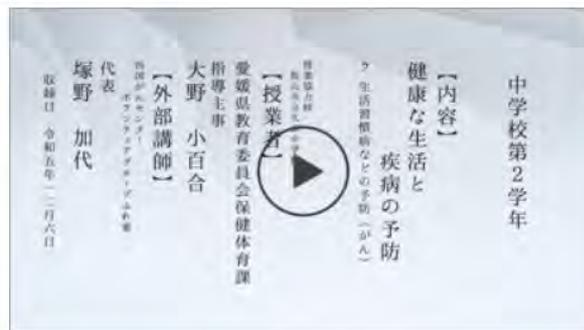
研修会案内 | 日本学校保健会刊行物(デジタルアーカイブ) | 学校等欠席者・感染症情報システム | 特集 | コラム | イベントカレンダー | テーマ別関連ページ

II 実践授業



特別活動(学級活動)(2)
ウ心身ともに健康で安全な生活態度の形成
題材「心の健康」

小学校第6学年 浦添市立仲西小学校
[指導案\(PDF\)](#)



「健康な生活と疾病の予防」
(ウ)生活習慣病などの予防(がん)
中学校第2学年 松山市立久米中学校(授業協力校)
[指導案\(PDF\)](#)



特別活動(学級活動)(2)



「現代社会と健康」

- ▶ [メンタルヘルス\(精神保健\)](#)
- ▶ [学校環境衛生](#)
- ▶ [成長曲線](#)
- ▶ [その他](#)

■保健教育

- ▶ [保健教育](#)
- ▶ [歯・口の健康教育](#)
- ▶ [食育](#)
- ▶ [安全教育](#)
- ▶ [喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育](#)
- ▶ [医薬品に関する教育](#)
- ▶ [学校環境衛生の教育](#)
- ▶ [エイズ・性教育](#)
- ▶ [メンタルヘルス・心の健康教育](#)
- ▶ [がん教育](#)
- ▶ [その他](#)

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業実践

校種	保健教育授業動画一覧		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度(案)
小学校	「体の発育・発達」(第4学年) (イ)思春期の体の変化	「健康な生活」(第3学年) (イ)一日の生活の仕方	
	「病気の予防」(第6学年) (イ)病原体が主な要因となって起こる病気の予防	「心の健康」(第5学年) (ウ)不安や悩みへの対処	特別活動(学級活動)②(高学年) ウ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成
中学校	「心身の機能の発達と心の健康」(第1学年) (エ)欲求やストレスへの対処と心の健康	「傷害の防止」(第2学年) (エ)応急手当の意義と実際	「健康な生活と疾病の予防」(第2学年)(外) (ウ)生活習慣病などの予防(がん)
	「生活習慣病などの予防と回復」(第2学年) (エ)喫煙・飲酒・薬物乱用と健康(薬物乱用と健康)	「健康な生活と疾病の予防」(第3学年) (オ)感染先勝の予防 性感染症の予防	特別活動(学級活動)②(第2学年)(性情報) ウ 思春期の不安や悩みの解決、性的な発達への対応
高等学校	「現代社会と健康」(第2学年) (ウ)生活習慣病などの予防と回復(がん)	「現代社会と健康」(第1学年) (オ)精神疾患の予防と回復	「現代社会と健康」(第2学年)(外) (イ)現代の感染症とその予防
	「安全な社会生活」(第1学年) (イ)応急手当(心肺蘇生法)	「生涯を通じる健康」(第1学年) (ア)生涯の各段階の健康(結婚生活と健康)	

	性
	心
	感染症
	がん
	薬乱
	応急手当(技能)

(公材) 日本学校保健会児童生徒の健康管理・健康づくり推進委員会
保健の授業に関する動画コンテンツ(授業動画)

<https://www.gakkohoken.jp/health-management-and-health-promotion/>



「生命（いのち）の安全教育」

性犯罪・性暴力対策の強化の方針（概要）

（令和2年6月11日 性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定）

- 性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を踏みにじる行為であり、心身に長期にわたる深刻な影響を及ぼす。性犯罪・性暴力の根絶に向けた取組や被害者支援を強化していく必要。
- 性犯罪・性暴力の根絶を求める社会的気運の高まり。
- 性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にさせないための取組が必要。また、子供の発達段階や被害者の多様性などに配慮したきめ細かな対応が必要。



性犯罪・性暴力対策の「更なる集中強化期間」

[令和5年度から7年度までの3年間]

平成29年改正刑法附則に基づく事案の実態に即した対処を行うための施策の検討

性犯罪・性暴力の
特性を踏まえた取組

はじめに

刑事法に関する検討とその結果を踏まえた適切な対処

性犯罪者に対する再犯防止施策の更なる充実

被害申告・相談をしやすい環境の整備

切れ目のない手厚い被害者支援の確立

教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防

方針の
確実な
実行

子供を性暴力の当事者にしないための 「生命(いのち)の安全教育」



強化の方針に基づき、文部科学省と内閣府が協力して、「生命の安全教育」を実施する際に活用できる発達段階に応じた教材及び指導の手引き等を作成。（本教材等は文部科学省ホームページからダウンロードが可能）

【ダウンロード可能な教材等】

I 教材、啓発資料

(1) 幼児期

(2-1) 小学校(低・中学年)

(2-2) 小学校(高学年)

(3) 中学校

(4) 高校

(5) 高校(卒業直前) ・ 大学 ・ 一般〔啓発資料〕

II 指導の手引き

III 保護者向け案内ひな形

IV 生命(いのち)の安全教育概要資料



文部科学省ホームページ「性犯罪・性暴力対策の強化について」

URL：https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html

保健教育の手引



むすびに

保健教育の充実のためには、
全教職員の共通理解や協力はもとより、
家庭や地域、関係団体等とも共通理解
を図り、連携して取り組むことが重要
です。

自治体での取組の充実と、各学校への
着実な周知をお願いします。

